組合Q&A

組合事業の範囲について

Q=次のような行為は、組合の行為 Q=次のような行為は、組合の行為 として行うことができるか。 として行うことができるか。

[A] 労働奉仕、祭事、寄付等の行為は、原則のような場合はこれに該当すると考行い得る行為であると解され、設例行い得る行為であると解され、設例行い得る行為であると解され、設例

を有する場合

1.組合員の事業と何らかの関連性えられる。

する。 販売のための車両の共同仕入を実施 でいた自動車整備業の組合が新規に でいた自動車部品の共同仕入を行っ

池を利用して養殖を実施する。
③採石業の組合が採石によりできる規に入浴サービスを実施する。
ていた寝具衛生加工業の組合が、新②従来、寝具乾燥の共同受注を行っ

⑤従来、文具の共同仕入を行ってい ⑤は来、文具の共同仕入を行ってい ⑥理容業の組合が、美容業で行うデ がインパーマや新サービスの提供をめ ザインパーマや新サービスの提供をめ でしてアンテナショップを設置する。 2. 社会的存在である法人として当 然行い得る行為

①林業及び木製品製造業の組合が、①林業及び焼却場までの運搬業務を受託する。特から道路の除雪作業を受託する。特から道路の除雪作業を受託する。

③地域異業種組合が、市から公園の

④組合が地域おこしのための祭事等

また、以下の事例については、組合

①製造業の組合が、新たに土地を購と考えられる。

入して駐車場を設営する。

③商店街組合が、事故の地域と無関ジャー施設を設営する。の地域と無関シャー施設を設営する。

実施す し、賃貸マンションを経営する。に毛皮、 ④卸団地組合が敷地内にビルを建設にってい 係の遠方のゴミ収集事業を実施する。

定款変更の議決方法について持分払戻方法変更のための

Q=持分全額払戻制をとる組合が、Q=持分全額払戻方法に定款変更する場合は、組合員にあっては既得権の放棄を意味するので、総会におけの放棄を意味するので、総会におけい。

すなつら、中岛去第3条におって員の同意は要しないものと解する。別議決をもって足り、特に組合員全については、中協法第53条による特[A] 持分払戻方法に関する定款変更

きで足りるものと解する。

いことであるが、現行法上は法3条総組合員の同意を得ることは好ましする見解もあるので、本件については、財産権と解する見解のほか、脱退等財産権と解する見解のほか、脱退等

団体中央会編)より転載 中小企業組合質疑応答集(全国中小企業 中小企業 庁においても採用して解は中小企業庁においても採用して

団体中央会編)より転載

組合士検定にチャレンジ!!

[第3問] 理事会の招集は、代表理長の決するところによる。決の結果が可否同数のときは、議決に加わる権利を有しないが、採[第2問] 総会において、議長は議認めることは許されない。 (第4問] 紹集の手続きを経ずに、「第4問] 招集の手続きを経ずに、「第4問] 招集の手続きを経ずに、

《解答》【第1問】×(総会は、一定 の招集手続に従って開催しなければ ならないが、全組合員の同意が有る ときは、この手続きを経ることなく ときは、この手続きを経ることなく りこれを総会とし、そこで決めたこ とを総会決議とすることが認められている。》【第2問】○【第3問】 ×(一般に、理事会の招集権者は代 表理事になっていることが多いが、 それは定款でそのように定めている からである。法律は、基本的に理事 全員に招集権があるとし、定款、理 主員に招集権があるとし、定款、理 を高としている。)